

平成20年11月11日

座長メモ

平成20年度の評価委員会において、今後の評価委員会における議論の進め方について下記の点に留意することを申し合わせる。

平成20年11月11日

三番瀬再生会議 評価委員会 座長 細川恭史

記

今後、複数の事業が重なり合って三番瀬全体に変化をもたらすことが想定される（別紙の表1）。評価委員会では、今後も三番瀬再生会議からの指示によって随時個々の再生事業について検討することになるが、その際、再生会議の明示的な指示の有無にかかわらず、三番瀬全体の環境への影響についても検討をすることとする。

具体的には、個別の事業における個別の影響評価や事業実施に当たってのモニタリングは、それぞれの事業計画の中でまず検討していただく。この個別計画検討に対しては、評価委員会は科学的技術的観点からの留意点を議論しお知らせする。また、評価委員会は、定期的に、三番瀬海域全体への影響という観点からの独自の検討を実施再生事業に対し加える。

その際、以下の理解の上に立って、議論を進めてゆく。なお、今後、知見の蓄積・経験の蓄積に伴い、この申し合わせに不都合な点や不十分な点が見つかったときには、評価委員会内での議論を踏まえて随時見直してゆく。

1. 検討の前提と三番瀬再生の理解

- 1) 評価・モニタリングの対象は三番瀬海域とする。
- 2) 事業実施は三番瀬の環境の改善・再生を目指すものであるから、事業実施に伴い、環境は今とは違う状況になる。
- 3) 三番瀬海域全体に及ぶ環境の改善には時間がかかり、その評価のためのモニタリングの時間・空間スケールは、個別事業のモニタリングと比べてもかなり長期で広域になる。
- 4) 三番瀬の環境改善の目標は、生物生息環境と海と人との関係性の改善とを大きな軸として行われる(水底質のみではない)。
- 5) 個別事業の評価基準は(個別事業の目的・目標でもあると思われるが) 個別事業実施が三番瀬の環境に著しい悪影響を与えないこと、および、 個別事業実施の目的に沿って、全体として三番瀬の再生の方向に進んでいくこと、とする(別紙の表 2)。
- 6) 現在の三番瀬再生計画、事業計画、実施計画では、三番瀬海域全体の中での個別水際線や小水域の役割や再生目標と相互の組み合わせ(例えば、市原護岸部では付着生物の生息改善を図り、船橋地先では底生生物の生息改善を図り、沖合ではアサリ・ノリを中心とした漁業振興を図り、全体として窒素循環が改善されるなど) 再生への進捗の管理方法や段階的目標(例えば、こうなったら再生がうまい方向に進んでいるとい

う指標の設定や、いついつまでにこうありたいという時間を追った目標設定、など）等の点で、まだ具体性に欠ける側面があり、今後の再生会議で議論をさらに深化させていただきたい部分がある。（こうした状況下で、上記2）～5）を議論することはきわめて難しいが、評価委員会としては再生会議へ要望をするとともに、できることを行ってゆく。）

2. この海域の環境特性の当面の理解

- 1) 三番瀬は、比較的平坦な浅場で、環境質（特に水質）も比較的均質。
- 2) その中でも、底質が環境勾配を持ち、底質の差により底生生物の分布が大きく左右されている。底質分布には、土砂の負荷機構に加え海域の物理的要因（波・流れ・水深等）の影響が大きい。
- 3) 生物相は、底生生物が主体で来訪魚や鳥が豊か。底生生物の季節変化、年変化が生物相の変化の主体。
- 4) 水域は、河川河口・東京湾の湾奥部・周辺護岸と接しており、これらの境界を通して降雨影響や赤潮・青潮影響などを受ける。この影響は、数日から数年程度の変化変動を持っている。この影響は、三番瀬のいろいろな産業活動や漁業や個別改善事業よりも、広域的で強い影響力を持つことがある。
- 5) 個別事業が岸辺からおこなわれると、短期局所的な直接的影響は近隣に現れる。長期広域的な間接影響は、個別事業の規模や性格にも依るものの、三番瀬の全体若しくは東側・西側、岸側・沖側ぐらいの空間スケールで数ヶ月から数年程度で現れるだろう。

3. 影響検知や評価に向けて誰が何をするのかの理解と実施主体の区分に関する理解

- 1) 対象海域に誰がどのような事業をしているのか県(事務局)は常にもれなく把握し、そのリストを評価委員会にも教えてくれること。
- 2) 短期直接影響は、個別事業側が事業の企画・設計・実施の細部まで承知していることから、個別事業者が検知することが効果的。その場合、モニタリングに関し、評価委員会と十分に情報共有することが大切。
- 3) 長期間接影響や複合影響は、三番瀬全体を長期にわたって観察している者が検知することが効果的。その場合、個別事業の実績記録などの人為作用の把握とともに、変動系である三番瀬の変動状況の系統だった記録が必要になる。5年周期の自然環境調査の活用を図る。あわせて、県が人為作用の記録と自然変動状況の記録を毎年とりまとめ公表し残しておくこと。
- 4) 長期と短期の間に、毎年ごとのチェックが入る。事業側の行為と三番瀬側の影響と両方を見ている立場から、評価委員会がこれを行うことを宣言している。この場合も、短期局所影響についての事業者の検知が大切。また、三番瀬全体のモニタリングについても、自然環境調査の5年周期調査ではカバーしづらい点があることにも留意。
- 5) 今後、再生会議の議論の中で「三番瀬再生を主目標とした事業」が計画され実施されることになろうが、計画策定や効果予測にあたっては再生のメカニズム（自然のダイナミズムと人為操作の効果との把握）の理解が必要となる。仮説 - 検証型の調査やモデルによる検討がより重要になってくる。この際に、評価委員会における蓄積知見の提供などの協力の用意。

以上

表-1 三番瀬再生事業の分類

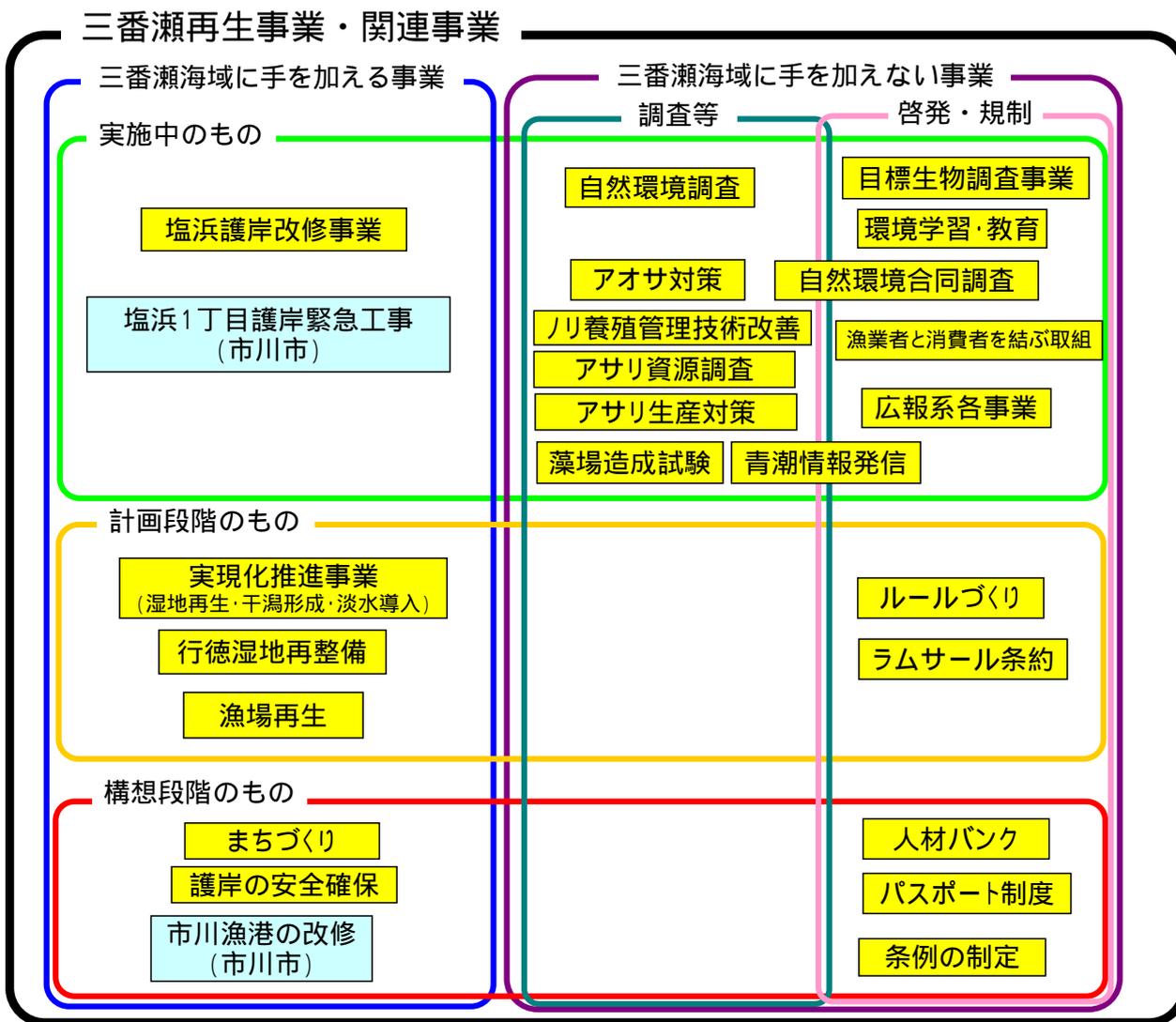


表-2 再生にかかる事業の評価の視点

| 変化の種類 | 基準 | 変化の規模 | |
|-----------|--------------|--------|----------|
| | | 広域長期 | 局所短期 |
| 悪いインパクト | 三番瀬全体が悪くならない | 自然環境調査 | 事業モニタリング |
| 良くするインパクト | 再生目標(生物)に近づく | | |

機構の理解・過去や周辺との比較 — — — — ▶

予測評価・目標との照らし合わせ・事業や計画へのフィードバック